

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aに勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、普通自動車を運転中、雨でスピンした他の車両を避けようとして、右側壁に激突（以下「労災事故」という。）して、負傷した。

請求人は、同日、B病院に受診し、「外傷性頸部症候群、頭部打撲」（以下「本件傷病」という。）と診断され、その後、請求人は、複数の医療機関で治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

本 (略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の本件傷病について主治医等の診断書、意見書、X線像、MRI像等関係資料(以下「医証等」という。)を検討すると、以下のとおりである。

ア B病院C医師及びD医師は診断書において、要旨、「平成〇年〇月〇日受診。傷病名：外傷性頸部症候群、頭部打撲。X線像及びCTでは異常所見なし」と記載している。

イ E医師は診断書において、要旨、「受診日：平成〇年〇月〇日。傷病名：頸椎椎間板ヘルニア。頸部痛、明らかな神経学的異常なし」と記載している。

ウ F医師は診断書において、要旨、「初診：平成〇年〇月〇日。右上下肢の脱力、右上肢のしびれを認め、保存的にリハビリテーション加療を続けている。MRI像にてC5/6の椎間板の脱出、同部位にT2W2でhigh signal changeあり。握力検査：右5kg、左9kg。治ゆ日：平成〇年〇月〇日」と記載している。

エ 一方、G医師は意見書において、要旨、以下の通り述べている。

平成〇年〇月〇日のMRIでT2強調矢状断像のみで認められた髄内高信号所見は、水平断像では認められず、受傷早期の像としては非典型的であり、撮像上の誤差であった可能性も否定できない。同年〇月〇日のMRIでは、同所見は認められず、少なくともこれ以降は、請求人が訴える症状及び神経学的所見に合致するMRI所見は認めていない。

また、左下肢機能障害の程度について、左下肢機能の著しい障害が生じたとすれば受傷後1年にわたってF医師の医証にはその症状の記載が殆どなく、後遺障害診断書に後遺症状として記入がなされていないのは奇異と言わざる

を得ない。さらに、H医師作成の平成○年○月○日付け後遺障害診断書には左下肢PTR亢進、左下肢しびれの記載があるものの重大な下肢機能低下の記載はないこと等を勘案すると障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当すると述べている。

(2) 当審査会は、請求人らの主張を踏まえ、上記の医証等を精査検討し、次のとおり判断する。

平成○年○月○日の頸椎MRI像及び同年○月○日の頸椎MRI像について、頸髄内の高信号所見を含めて確認したが、G医師と同様の所見と認められ、請求人及び請求代理人が訴える機能障害についても、障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当するとしたG医師の意見書を妥当なものとして判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。